

## 警察による危険な権限拡大が進んでいる

警察の責務は、警察法第 2 条に「警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当ることをもってその責務とする。」とある。その第 2 項には「警察の活動は、厳格に前項の責務の範囲に限られるべきものであって、その責務の遂行に当っては、不偏不党且つ公平中正を旨とし、いやしくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあってはならない。」と、その権限の濫用を厳しく戒めている。

これまでも、警察による事実上の権限拡大、濫用は常態化していたが、昨今、弱体化する民主党政権を取り込むような形で、警察庁等による公然とした権限の拡大が展開されつつある。これはかなり危険な兆候である。

個々の警察関連訴訟の対応も重要だが、こうした危険な兆候があることを、社会にアピールすることも必要になっている。

### 第 1 このところ目立つ警視庁の暴走（権限の濫用）

[その 1、平成 22 年 3 月 30 日、国松元警察庁長官狙撃事件の時効が成立した]

その際、警視庁は「警察庁長官狙撃事件の捜査結果概要」を公表し、「本事件は（オウム真理教）教祖たる松本の意味の下、教団信者のグループにより 敢行された計画的、組織的なテロであったと認めた。」と断定した。これに対して、当時の中井治国家公安委員長が「かつてない発言だが、くやしさがにじみ出ていると思う。消去法からそこしかないとの確信もあるのだろう。犯人を特定できなかったことへ反省もして異例の発表になったのだろう。」と、あたかも警視庁の公表を容認するような発言をしたとされる。これは明らかに衰退する警備・公安警察の意図的な生き残り対策の表れだ。

この問題については、教団主流派「アレフ」が 5 月 12 日、東京都と池田克彦警視総監を相手取って国賠訴訟を提起した。

[その 2、平成 22 年 10 月 28 日、インターネット上に国際テロ捜査に関する警視庁公安部外事第 3 課などの内部資料とみられる文書データが流出した]

警視庁は 2 カ月近くを経過して、ようやくこの文書が警視庁の内部文書と認めて謝罪した。114 点にも及ぶ文書には、国際テロ捜査の協力者や捜査対象者等の生命等に危険を及ぼすおそれのある情報、特命全権大使から運転手までの在日イラン大使館員の銀行口座の個人情報もある。さらに、信教の自由を侵害する疑いのあるモスク参加者の視察・尾行の記録もある。流出した文書から警備・公安警察の違法な情報収集勝つ度の実態が見えるが、「国際テロ対策」も、衰退しつつある警備・公安警察の唯一の重要な生き残り対策だ。

この問題では、平成 23 年 5 月 16 日、国内在住のイスラム教徒 14 人が、警視庁、警察庁及び国家公安委員会を相手取って、国家賠償請求訴訟を提起した。訴訟の展開によってはこれまでヤミに包まれていた、警備・公安警察の情報収集活動の実態が明らかになる可能性がある。

[その 3、本年 2 月 2 日、警視庁はかねて捜査中の大相撲の野球賭博事件で押収した携帯電話に残されていた八百長に参与していたとみられる複数の力士のメールの内容、力士名等を、警察庁を通じて文部科学省に提供した]

警察が、捜査中の個々具体的な事件(野球賭博事件)で押収した証拠品(携帯電話)の内容を、捜査に関係のないほかの官庁に提供することなど許される訳がない。

警察の任務は、八百長相撲を何らかの形で刑事責任を追及するか、その背後にあるとされる相撲賭博の実態を解明し、関係する暴力団幹部などを検挙することだ。

警視庁による文部科学省への八百長情報の提供は、警察の責務を逸脱した権限の濫用であるだけでなく、地方(国家)公務員法(守秘義務)違反の疑いさえある。その法的な根拠も政府内で二転三転するなどかなり曖昧である。

警察庁は、全国の警察に山口組弘道会の集中取締まりを指示しているが、軽微な事件で逮捕するため不起訴事件が多く、「ヤクザに人権なし」を地で行くような暴力団の摘発がマスコミを巧みに利用しつつ、一種のパフォーマンス化している。八百長相撲問題と同様これも危険な兆候である。

## 第 2 常態化している警察のコンプライアンスの無視

警察は法律を執行する機関。警察官が法令を遵守することは当然と思われるが実際はそうではない。そして、そのコンプライアンスの無視が、個々の警察官の判断というよりは、警察組織の方針、つまりは警察上層部の方針として行われているところに大きな問題があるのだ。それが、警察内部で法令を無視することが当たり前、もしくは、法令を無視するような仕事ができる警察官が優秀な警察官、という評価をしかねないような雰囲気さえ生みだしている。

警察内部には、「治安維持のためなら」あるいは「目的が正しいなら」、「公益のためなら」多少のことは許されるといった精神構造が間違いなくある。大義名分さえあれば、何でもアリだ。ときには、それが「功名心」と結びつくこともある。これを警察組織、警察の上層部は巧みに操る。あたかも警察という組織が実在するが如く。これは、よくある「警察正義論」にも通じる。警察が正義を口にしたり、あるいは公益という言葉を使ったときはだいたい眉唾だ。コンプライアンスの無視の典型が警察の裏金システムであり、こうした発想が多くの冤罪事件の根底にある。冤罪事件も警察のコンプライアンス無視が凝縮したものだ。

では、警察のコンプライアンス無視の態様を類型化して考えて見よう。

## 1 法律の根拠を欠く警察官の職務執行

- ① 幹線道路等で無差別に車両を停止させて行う無差別検問、ときにはトランクを開けさせて内部を検査する。警察官職務執行法や道路交通法にはそうした根拠規定はない。
- ② 防犯（監視）カメラ、Nシステム（自動車ナンバー自動読取装置）で通行人、通過車両等を特殊カメラで無差別に撮影し、映像を犯罪捜査等に利用する。法的な根拠はないが、犯罪捜査に有用だとして、マスコミにより事実上承認されている。捜査に必要ななら法律の制定が必要だ。
- ③ 刑事訴訟法第 218 条 2 では、身柄の拘束を受けている被疑者の指紋、足型の採取、身長、体重の測定、写真の撮影だけが認められているが、最近では、DNA のデータベースに登録するため、逮捕した被疑者に腔内粘膜を提供させている。これは明らかに違法だ。
- ④ 犯罪捜査で押収したデータ（個人情報）を公益上必要だとの判断で他官庁などに提供する。警察法第 2 条（警察の責務）を逸脱し、公務員法（守秘義務）違反の疑いさえある。

## 2 任意性を逸脱した事実上の強制権限の行使

- ① 警察官職務執行法第 2 条の要件を欠く職務質問が行われ、任意のはずの同行、所持品検査が半ば強制的に行われている。
- ② 容疑者の取調べに先だて行われる「任意同行」に関する規定は、犯罪捜査の基本を定める犯罪捜規範（国家公安委員会規則）にはない。出頭を求める方法は電話、呼出状が原則である。数人の捜査員が早朝に自宅から車で警察署まで連れて行くのは事実上の強制である。
- ③ 万引き事件など、軽微な事件で任意で取調べた被疑者から、半ば強制的に写真を撮影したり、指紋を採取している。強制できるのは、刑事訴訟法第 218 条 2 項より、身柄の拘束を受けている被疑者だけだ。
- ④ 捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。（刑事訴訟法第 197 条 2 項）警察は「捜査関係事項照会書」1 本で、個人の銀行口座、住民票、戸籍謄本、ケイタイの契約関係書類等を入手することができる。これが捜査以外の情報収集活動等で使われている。その例が、警視庁外事第 3 課のものとされる流出文書にあったイラン大使館員の銀行口座も「捜査関係事項照会書」を利用したのだろう。このところ、警察による「捜査関係事項照会書」の発出が大幅に増加している。平成 12 年には 11,300 件だったのが、平成 18 年 34,400 件、平成 19 年には 29,900 件になっている。（平成 20 年版警察白書）

## 3 「捜査手法の高度化」が招いた違法捜査

- ① 平成 5 年には銃刀法が改正され、けん銃の「自首減免」の規定が新設された。こ

の規定は「けん銃を所持する者がけん銃を提出して自首したときは刑を軽減し又は免除する」というものだ。一種の司法取引の規定である。ところが警察は、けん銃摘発の実績を上げるため、暴力団等と取引して、拳銃を駅等のロッカー等に入れ押収するというやり方を編み出した。「首なしけん銃」の摘発だ。これは警察の犯人隠避という犯罪である。

- ② 泳がせ捜査とは、薬物や銃器の密輸入等の組織犯罪を一網打尽に検挙する捜査手法だ。麻薬特例法第3条、第4条、銃刀法第31条の17にその根拠がある。元道警の銃器対策課の幹部が、自らの覚せい剤の使用等の裁判で、銃器対策課がけん銃の摘発を目的に大量の覚せい剤の密輸入を見逃したと証言して問題となった。

#### 4 推定無罪の原則の無視

推定無罪の原則無視は、「刑事上の罪に問われているすべての者は、法律に基づいて有罪とされるまでは、無罪と推定される権利を有する。」という人権上の当たり前の原則だ。

警察による「推定無罪の原則の無視」、これは警察官個人によるものというよりも、警察組織として、記者クラブ制度にどっぷりと漬かったマスコミとの関係を巧みに利用し、双方が協力しながらこの原則を無視している。

- ① 本来は、非公開のはずの「指名手配」が、犯罪事実とともに、実名、写真入りで公開される。懸賞金付きの指名手配（捜査特別報奨金制度）まで始まっている。懸賞金付きで指名手配されれば、誰だってあれは真犯人だと思ひ込む。
- ② 捜査では捜査の遂行に支障を及ぼさないよう、また、被疑者、被害者の名誉を害さないため、秘密を厳守することが求められている。しかし、最近では、指名手配の公開だけではなく、捜索・差押、被疑者の逮捕の現場がマスコミに公開されることが多い。放映される映像からはカメラが屋内の現場にあったことが明らかな場面もある。捜索・差押を何処で、何時行うかは捜査上の秘密だ。たとえ、相手がマスコミであってもこれを漏らすことは公務員法（守秘義務）の疑いがある。

### 第3 さらなる権限拡大を意図する警察庁

#### 1 「コンピュータ監視法案」を国会提出

平成23年3月11日、菅内閣はいわゆる「コンピュータ監視法案」を閣議決定し、4月1日に国会に提出した。これは刑事訴訟法第197条「捜査関係事項照会」に新たに第3項を追加し、「検察官、検察事務官又は司法警察員は、差押え又は記録命令付差押えをするため必要があるときは、（中略）電気通信を行うための設備を設置している者に対し、その業務上記録している電気通信の送信元、送信先、通信日時その他の通信履歴の電磁的記録のうち必要なものを特定し、三十日を超えない期間を定めて、これを消去しないよう、書面で求める

ことができる」を付け加えるというものだ。

この条文で、警察がプロバイダなどに対し、裁判所の令状がなくても、通信履歴の保管を要請できるようになる。警察が「あいつは怪しい」と思えば、捜査のためと称してメール履歴をプロバイダに保管要請できる。

この法案については、野党だった民主党や日弁連が「令状なし捜査」は問題だと指摘していた代物だ。

警察は、「捜査関係事項照会」により任意で通信履歴を提供させるだろう。おそらくプロバイダも銀行などと同じように任意で警察に協力したほうが都合がいい、という判断をするだろう。こうして、メール履歴は警察に垂れ流しになる。

## 2 取調べ可視化と引き換えに「捜査手法の高度化」

警察庁は取調べ可視化と引き換えに「捜査手法の高度化」を検討することを明らかにしている。その内容は以下のとおりだ。

- ① DNA型データベースの拡充その他の犯罪の追跡可能性を高めるための方策
- ② 通信傍受制度の見直し、会話傍受制度の導入その他の取調べ以外の場面における被疑者等の言動を捕捉するための方策
- ③ 司法取引、刑事免責その他の取調べの機能を補強するための方策

なお、諸外国の刑事手続は、潜入捜査、無令状の逮捕・捜索・差押え、黙秘に対する不利益推定、証人保護制度、CCTV（監視・防犯システム）、性犯罪者等へのGPS監視、全国民の指紋登録制度、参考人の出頭・証言強制等の捜査手法等の存在と相まって運用されていることを踏まえ、これらについても、必要に応じて検討の対象とする。

警察は取調べ全面可視化と引き換えに、治安水準を維持するため「捜査手法の高度化」を要求している。治安水準は警察力で維持されるものではない。その国の政治、経済、教育、宗教、国民性等によって、維持されているものだ。

刑法犯認知件数は、平成14年に369万件だったのが平成21年には239件になっている。130万件35.2%も減っている。確かにコンビニ強盗とかオレオレ詐欺とかは増えているが、暴力団の銃器発砲は極端に減っている。殺人事件はピークの三分の一になっている。

警察庁が、治安水準や体感治安という曖昧な基準を持ち出すのは理由がある。それは警察の捜査力がする中で、取調べの可視化により、事件解決の重要な端緒となる捜査手法である取調べにブレーキがかかる恐れがあるためだ。

刑法犯の検挙事件のうち、被疑者特定の端緒となった捜査手法でもっと多いのは、被疑者・参考人の取調べである。被疑者取調べによるものが210,475件で39.5%、参考人取調べが3.6%もある。高い検挙率を示す空き巣等の侵入盗の実に85.8%が被疑者の取調べによるものだ。

検挙事件の中には、余罪（逮捕事件以外に被疑者が自白したほかの事件）が含まれる。検挙件数うちの余罪が占める割合（余罪占率）は、刑法犯で41.3%、空き巣等の侵入盗で

89.0%である。このように、例年、全刑法犯で40%前後、国民の最も身近で起きる犯罪である窃盗犯の余罪占率は50%以上、空き巣等の侵入盗は90%近くが余罪で占められている。

このように、捜査員の密室の取調室に閉じこもっている。取調べブレーキがかかれば、余罪の割り出しも減る。検挙率も落ちる。つまり、それが治安水準の中身である。

一方では、捜査手法の基本ともいわれる「聞き込み」による検挙は5,850件で全体の1%に過ぎない。重要事件が起きると「防犯・監視カメラ」の映像集めに奔走する捜査員の姿がこの数字に表れている。テレビの記事ドラマに出てくる現場を聞き込みで走り回る捜査員の姿はドラマの世界の話だ。警察内部には「パソコン刑事」という呼び名もあるそうだ。

警察庁が、必死に取調べの可視化に判定する理由はここにある。

国民は、裏金隠しや冤罪事件を頻発させ、コンプライアンスを無視する警察に「捜査手法の高度化」などは望まないだろう。それより先に低下した捜査力に回復を図り、失われた信頼を取り戻すのが先決ではないのか。